3　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　個人である場合においては、次に掲げる書類
イ　住民票の抄本又はこれに代わる書面
ロ　申請者の略歴（申請者が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員（過去二年間に当該建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であった者を含む。次号ニ並びに第十五条第一項第三号ロ及びハにおいて同じ。）である場合にあっては、その旨を含む。）を記載した書類
二　法人である場合においては、次に掲げる書類
イ　定款及び登記事項証明書
ロ　株主名簿又は社員名簿の写し
ハ　申請に係る意思の決定を証する書類
ニ　役員の氏名及び略歴（役員が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員である場合にあっては、その旨を含む。）を記載した書類
三　講師が第十五条第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者であることを証する書類
四　登録適合性判定員講習の受講資格を記載した書類その他の講習事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
五　講習事務以外の業務を行おうとするときは、その業務の種類及び概要を記載した書類
六　前条第一号の登録を受けようとする者が次条各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
七　その他参考となる事項を記載した書類

（欠格事項）
第十四条　次の各号のいずれかに該当する者が行う講習は、第十二条第一号の登録を受けることができない。
一　法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
二　第二十四条の規定により第十二条第一号の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
三　法人であって、講習事務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の要件等）
第十五条　国土交通大臣は、第十三条第一項の登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をしなければならない。
一　第十七条第三号イからハまでに掲げる科目について講習が行われること。
二　次のいずれかに該当する者が講師として講習事務に従事するものであること。
イ　適合性判定員として三年以上の実務の経験を有する者
ロ　イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者
三　登録建築物エネルギー消費性能判定機関に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
イ　第十三条第一項の規定により登録を申請した者（以下この号において「登録申請者」という。）が株式会社である場合にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関がその親法人（会社法第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
ロ　登録申請者の役員に占める登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員の割合が二分の一を超えていること。
ハ　登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が登録建築物エネルギー消費性能判定機関の役員又は職員であること。
2　第十二条第一号の登録は、登録適合性判定員講習登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
一　登録年月日及び登録番号
二　講習事務を行う者（以下「講習実施機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
三　講習事務を行う事務所の名称及び所在地
四　講習事務を開始する年月日

（登録の更新）
第十六条　第十二条第一号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
2　前三条の規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

（講習事務の実施に係る義務）
第十七条　講習実施機関は、公正に、かつ、第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により講習事務を行わなければならない。
一　第十二条第一号イからニまでのいずれかに該当する者であることを受講資格とすること。
二　登録適合性判定員講習は、講義及び修了考査により行うこと。
三　講義は、次に掲げる科目についてそれぞれ次に定める時間以上行うこと。
イ　法の概要　六十分
ロ　建築物エネルギー消費性能適合性判定の方法　百五十分
ハ　例題演習　六十分
四　講義は、前号イからハまでに掲げる科目に応じ、国土交通大臣が定める事項を含む適切な内容の教材を用いて行うこと。
五　講師は、講義の内容に関する受講者の質問に対し、講義中に適切に応答すること。
六　修了考査は、講義の終了後に行い、適合性判定員に必要な建築に関する専門的知識及び技術を修得したかどうかを判定できるものであること。
七　登録適合性判定員講習を実施する日時、場所その他の登録適合性判定員講習の実施に関し必要な事項を公示すること。
八　不正な受講を防止するための措置を講じること。
九　終了した修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準を公表すること。
十　修了考査に合格した者に対し、別記様式第十一による修了証明書（第十九条第八号及び第二十五条第一項第五号において単に「修了証明書」という。）を交付すること。

（登録事項の変更の届出）
第十八条　講習実施機関は、第十五条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

（講習事務規程）
第十九条　講習実施機関は、次に掲げる事項を記載した講習事務に関する規程を定め、講習事務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
一　講習事務を行う時間及び休日に関する事項
二　講習事務を行う事務所の所在地及び登録適合性判定員講習の実施場所に関する事項
三　登録適合性判定員講習の受講の申込みに関する事項
四　登録適合性判定員講習に関する料金及びその収納の方法に関する事項
五　登録適合性判定員講習の日程、公示方法その他の登録適合性判定員講習の実施の方法に関する事項
六　修了考査の問題の作成及び修了考査の合否判定の方法に関する事項
七　終了した登録適合性判定員講習の修了考査の問題及び当該修了考査の合格基準の公表に関する事項
八　修了証明書の交付及び再交付に関する事項
九　講習事務に関する秘密の保持に関する事項
十　財務諸表等（法第四十九条第一項に規定する財務諸表等をいう。以下同じ。）の備付け及び財務諸表等に係る第二十一条第二項各号の請求の受付に関する事項